

三田市不妊治療ペア検査助成事業のご案内

三田市では、不妊症の早期発見及び早期治療を促進するとともに、その経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない不妊検査に要する検査費の一部を助成します。

《対象者》 以下の①～⑤のすべてに該当している方が対象となります。

- ① 申請日において、夫婦のいずれかが三田市に住所を有しており、法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること
- ② 当該助成に係る不妊検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ③ 夫婦そろって不妊検査を受けた者であること（やむを得ず夫婦別で受診し、夫と妻の初回受診の間隔が3ヶ月以内の場合は可）
- ④ 当該助成に係る不妊検査について、他の地方公共団体から助成を受けていないこと

《助成内容》

- ① 対象経費 医療機関で受けた医療保険が適用されない不妊検査費
- ② 助成回数 夫婦1組につき1回限り
- ③ 助成額 検査費の7割分
- ④ 申請期間 4月1日～翌年3月31日の期間に受けた検査については、年度内（3月31日まで）に申請してください。

《必要書類》

- ① 三田市不妊治療ペア検査助成金申請書兼請求書（夫婦それぞれの自署が必要）
- ② 三田市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書（医療機関の証明が必要）
- ③ 領収書（受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの）
- ④ 住民票の写しなど、夫婦いずれかが三田市内に居住するものであることを証明する書類【発行後3か月以内のもの】
- ⑤ 戸籍謄本または戸籍抄本【発行後3か月以内のもの】
（住民票にて法律上の夫婦であることが確認できない場合、または、事実婚の場合）
- ⑥ 事実婚関係に関する申立書（事実婚の場合）
- ⑦ 振込口座が確認できるもの（通帳等）

上記の書類のうち、①②⑥は子ども政策課窓口にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。④はご本人様の同意があれば市で確認し、書類の提出を省略できる場合があります。ただし、三田市に住民票がある方で、書類の発行が可能な場合に限りです。④⑤の証明書等交付に必要な手数料は自己負担となります。

【申請受付・お問い合わせ先】 ※申請される場合は、事前に担当までご連絡ください。

三田市 子ども政策課

三田市川除675（三田市総合福祉保健センター内）

電話：079-559-5701 FAX：079-559-5705